

秋田市就職氷河期世代安定雇用奨励金交付要綱

〔令和5年4月1日〕
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、就職氷河期世代の正規雇用を推進するため、不安定な就労状態にある就職氷河期世代を正規雇用し定着を図る市内事業主に対して、秋田市就職氷河期世代安定雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定め、もって就職氷河期世代の雇用の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職氷河期世代 就職氷河期（バブル崩壊後の厳しい雇用環境にあった概ね平成5年から平成16年までをいう。）に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用者としての就業が困難な者をいう。
- (2) 安定雇用実現コース 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第3号および第6号ならびに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第109条および第110条の規定に基づく特定求職者雇用開発助成金のうち就職氷河期世代安定雇用実現コースをいう。
- (3) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定される要件に該当する会社又は同規模の法人をいう。
- (4) 大企業 前号以外の会社又は同規模の法人をいう。

(対象事業主)

第3条 奨励金の交付の対象となる事業主（以下「対象事業主」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 安定雇用実現コースの支給決定を受けた事業主であること。
- (2) 市内に事業所があること。

(3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象事業主としない。

(1) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下この号において同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者および当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っていること。

(2) 事業主又は事業主の役員等（経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者であること。

(3) 国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人および地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた者であること。

（対象労働者）

第4条 奨励金の額の算定において対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和5年4月1日以降に市内企業に新たに雇用された安定雇用実現コースの対象となっている労働者であること。

(2) 市内に住所を有していること。

（奨励金の額等）

第5条 奨励金は、予算の範囲内で交付するものとし、対象労働者1人当

たり、安定雇用実現コースの区別ごとに次の各号のとおりとする。ただし、安定雇用実現コースの第1期支給決定通知書に記載されている支給決定金額が各号の金額を下回る場合には、当該通知書に記載されている金額とする。

- (1) 中小企業 30万円
 - (2) 大企業 25万円
- (奨励金の交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする対象事業主は、安定雇用実現コースの第1期支給決定通知書の通知後60日以内又は令和7年3月14日のいずれか早い日までに奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 安定雇用実現コースの第1期支給決定通知書の写し
 - (2) 対象事業主に係る納税証明書（市税に未納がない証明書）
 - (3) 対象労働者が属する事業所が市内で事業を営んでいることを確認できる書類（法人登記事項証明書、定款又は所在地証明書の写し等）
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (奨励金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該申請を行った者に対して、交付を決定した場合にあっては奨励金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定した場合にあっては奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(奨励金の請求および交付)

第8条 前条の規定により奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から起算して30日以内に当該交付決定者に対し、奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(奨励金の経理等)

第10条 申請事業者は、奨励金に係る経費についての収支に関する帳簿および全ての証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(調査等)

第11条 市長は、奨励金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に報告をさせ、又は職員に帳簿書類その他の事項を調査させることができるものとする。

(努力義務等)

第12条 交付決定者は、市が行う事後調査およびアンケート調査に協力しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。